# 対ミクロネシア連邦　国別開発協力方針

２０２５年９月

## １　　当該国・地域への開発協力のねらい

（１）ミクロネシア連邦は、太平洋島嶼国の一国であり、太平洋の安全保障上の要衝に位置している。国土が広大な地域に散らばり、国内市場が小さく、国際市場から地理的に遠いなど、開発上の困難を抱えていることに加え、小規模な農業・漁業以外には主立った産業がなく、米国との自由連合盟約（コンパクト）に基づく行財政支援に大きく依存している。我が国との関係として、委任統治時代を含めた 150 年以上の交流の歴史、国民の５人に一人が日系人であることなどのつながりがあげられる。日本は、1986 年のミクロネシア連邦独立、1988 年の外交関係樹立を経て、同国との良好な二国間関係を築いている。このような中、日本は、長年にわたり我が国漁船が同国の排他的経済水域（EEZ）で操業を行っているほか、ミクロネシア連邦は国際場裏における我が国の立場を支持しているなど、相互補完的な関係にある。

（２）同国では、我が国の協力等により港湾、空港、電力、道路、情報通信等のインフラ整備が進められてきたが、多くの離島では経済活動や住民生活に欠かせない水・電気等の最低限の基礎インフラはなお整備が不十分な状態にある。海底ケーブル等の通信インフラは、島嶼国特有の地理的な隔たりを克服し、経済、防災、教育、医療等の幅広い分野において重要な役割を果たすことが期待されるものの、未だ十分な整備がされていない。また、同国は全４州の均衡のとれた発展及び統一の増進を国是としており、４州間の交通や人の往来を増進し、連結性や相互依存性を強化することも重要な課題である。さらに、同国では、若者を中心とした国民の流出により、政府職員や技術者等の人材が不足しているため、政府運営やインフラの維持管理に係る体制が十分ではなく、その改善が急務となっている。このほか、食生活の変化に伴う非感染性疾患（NCD）の増加への対策や医療インフラの充実、長期的にみた教育機能の改善、持続可能な漁業の推進などが大きな課題となっており、これらの脆弱性の克服が同国の社会・経済発展には不可欠である。

　約600の島や環礁によって形成される同国にとって、気候変動に伴う海面上昇や干ばつ、高潮等への対応は喫緊の課題であるとともに、生活様式の変化と大量の物資輸入に伴う固形廃棄物の増加に対応する廃棄物処理も周辺環境や公衆衛生の維持・増進に向けた対応が急務となっている。

（３）こうした中、同国政府は、「国家戦略的開発計画（Strategic Development Plan（2024～2043））」を策定し、開発における優先分野として、教育と人的資本、健康と福祉、環境の持続可能性と気候変動等、９分野を掲げ、基礎インフラ整備や再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいる。

（４）他国や国際機関の活動も活発化する中、我が国が同国の開発課題の解決に協力することは、同国の安定の確保や二国間関係の強化につながるものであり、「自由で開かれたインド太平洋（ＦＯＩＰ）」にも寄与する。我が国の「太平洋・島サミット（ＰＡＬＭ）」の枠組み等を通じ、今後も同国が自立的かつ持続的に発展していくことを後押しするとともに、日・

ミクロネシア二国間関係強化のため、継続的な支援が重要である。

２　我が国のODAの基本方針（大目標）：自立的かつ持続的経済成長と環境に配慮した国民の生活水準の向上

我が国の開発協力大綱及びＰＡＬＭで表明された我が国の方針を踏まえ、国家戦略的開発計画に基づく同国政府の取組を後押しし、経済インフラ整備や基礎的な社会サービスの向上などの脆弱性の克服をはじめとして、環境保全や気候変動対策についても支援を行い、自立的かつ持続的な発展を促す。

３　重点分野（中目標）

（１）脆弱性の克服

経済成長基盤を強化するため、情報通信、港湾や海運等の連結性の強化に資するインフラ整備に重点を置き、経済成長及びこれによる自立的な財政基盤の強化に向けた取組を後押しする。また、行政能力の向上に向けたガバナンス強化、生活習慣病対策をはじめとする医療支援や、初中等教育から職業教育を含めた教育・人材育成の支援、第一次産業を中心とした産業の支援を行う。さらに、島嶼国として社会・経済及び文化の面で重要な海洋を考慮し、SDG14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」に留意しつつ、海上保安能力強化を含む自由で開かれた持続可能な海洋に資する支援を行う。

（２）環境・気候変動

我が国の強みを活かして、海洋プラスチックゴミ対策にも資する廃棄物の適切な処理による周辺環境や公衆衛生の改善など、環境保全への支援に重点を置き、また、再生可能エネルギーの効果的な導入、干ばつ対策など、気候変動対策や災害対策についても支援を行う。

４　留意事項

（１）米国、豪州、国際機関等の他の援助国・機関と積極的な意見交換を行い、援助の重複を回避するとともに、相乗効果を生むような、効果的かつ効率的な援助の実施に努める。

（２）同国への開発協力にあたっては、各州間の開発機会の均衡、各州が抱える課題の個別性への配慮、各州間の連結性の増進に留意する必要がある。

（了）

別紙：　事業展開計画